

長野市

第29号

人権教育啓発だより

発行
長野市地域・市民生活部
人権・男女共同参画課
長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話 224-5032

長野市で新たに二つの条例が公布・施行

昨年5月、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類に移行しました。それにより、私たちの生活もコロナ以前の状況に戻りつつあります。コロナ流行時には、各地域の人権教育研修についても参加者数を抑えたり、中止したりといった措置をとるところが多かったのですが、コロナ流行前と同じ形で行われることが多くなってきたこの一年でした。こうした中、長野市では昨年度の「パートナーシップ宣誓制度」の導入に続き、令和5年度新たに「インターネット上の誹謗（ひぼう）中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」「犯罪被害者等支援条例」の、二つの人権に関する条例が公布・施行されるなど、人権に関して大きな動きのある一年でした。



以前の形に戻った人権教育推進員研修会

『長野市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例』

インターネットにより他人を誹謗中傷するなどの人権侵害が大きな問題になっています。ある日突然始まるインターネットによる特定の個人に対する攻撃は、当事者を精神的に追い詰めます。それまでの生活を大きく変えられるだけでなく、被害者が自ら命を絶つなど悲惨な結末に発展する事件も発生しています。

昨今のこのような状況に対して、長野市では市議会議員の提案により、誰もがインターネットによる誹謗中傷の被害者にも加害者にもならないことを願い、「長野市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を制定しました。

条例では、誰も加害者となることがないように、インターネットの基本的なマナーを理解し、適切に運用できる知識や能力（インターネットリテラシー）の向上に努めることを求めています。また、インターネットリテラシー向上のために、市はその施策を推進することになっています。

なお、条例施行に合わせ、専門の相談窓口「インターネット上の誹謗中傷に関する相談室」を、若里の中央隣保館に開設しました。電話相談（223-2220）は月曜から金曜の毎日午前9時から正午まで、メール相談（net-hibousoudan@city.nagano.lg.jp）は常時受け付けます。もし、インターネットによる誹謗中傷などの被害にあったときは、一人で悩むことなくお気軽にご相談ください。

『長野市犯罪被害者等支援条例』

誰もが犯罪や交通事故などの被害にあう可能性

があります。その被害者や家族、遺族の中には、犯罪による直接的な被害のほかに、事件後の精神的ショック、経済的な困窮、心ないうわさなどの二次被害によって苦しむ人がいます。そのような状況におかれる犯罪被害者等の方が、被害から早期に回復し、生活を再建するための支援等を行い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、この条例を制定しました。

主な支援として「犯罪被害者等相談窓口での専門相談員による対応、専門機関の紹介」「保健医療及び福祉サービスの紹介」「転居が必要な場合の市営住宅などへの入居支援」「犯罪被害者等支援金の支給」「日常生活支援助成金の交付」などがあります。このような支援とともに、地域や職場、学校など身近な人たちの理解と支えなどが何より大切です。身近な人の何気ない一言は、大きな励みになることがある反面、心を深く傷つけることがあります。大事なことは、犯罪被害者等の方々が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、私たち一人一人が当事者の気持ちに寄り添って行動することではないでしょうか。長野市では、人権・男女共同参画課内に犯罪被害者等支援「総合的対応窓口」を開設しました。（電話相談 224-5032）

万が一犯罪被害等に遭ってしまったら、一人で悩まずご相談ください。

■自分自身の問題として

以上、本年度公布・施行された二つの条例について概要を記しました。この二つの人権課題に共通しているのは、誰もがその当事者になるかもしれないということです。それだけに、私たち一人一人がこれらの問題を自分事として考えていくことが何より大切なことではないでしょうか。

第6回人権教育推進員研修会及び第5回社会人権教育研修会(2024年1月23日)の講演記録概要

演題「『部落差別解消推進法』に学ぶ ～私を変えてくれた仲間たち～」

講師 部落解放同盟長野県連合会 書記長
部落解放同盟長野市協議会 会計 中本 栄さん

解放運動との出会い



部落のことを全く知らなかった私が高校2年生になった時、部落の先輩たちから「青年部を作るので一緒にやらないか」と誘いを受けた。「差別」や「部落」という言葉が頻繁に出てきたが、私は何のことか全く分からず戸惑いを感じていた。しかし、分からないなりに一部の人たちが差別するだけで、今の若者は差別しないだろうと思いながら聞いていた。一方で、部落出身であることは誰にも言っていけないものだと、聞きながら感じていた。

青年部のオルグを受け、結成総会に参加した。高校卒業後は富士通に就職し川崎に行くことになったため、青年部から離れた。川崎では、50人位の仲間と実習や研修など学び合って過ごした。その中の福岡の友人が、私の実家に遊びに来た。彼は私の家のそばまで来たとき、「ここは部落じゃないのか?」と聞いてきた。私は、突然のことで本当にびっくりした。

1年間の実習や研修を終え、長野工場に来た。その初日、ある人事担当者が、私に付き添ってきた指導員に、「彼はこれではないのか」と、私のすぐ後ろで4本指を出していた。たまたま後ろを向いてそれを見た私は、頭が真っ白になったことを今でもはっきり覚えている。

その後、配属先が決まったが、首になるのではとビクビクしていた。しかし、両親が一生懸命育ててくれてここまでたどりついたのだから、頑張れるだけ頑張ってみようと考えた。1年経っても私は首になることなく3月を迎えた。そして、会社では、翌年度から同和教育が始まることになった。

それからまもなくのこと、私を活動に誘った青年たちが、「青年部で学習会をやろう」と家にやってきた。「ドキュメンタリー結婚」の小林さんが青年部長をしていたが、「栄君、部落問題で何か勉強したいことはないか」と私に尋ねた。私は、「部落問題の歴史について知りたい」と伝えた。1週間後電話があり「部落の歴史を勉強することになったからぜひ参加してくれ」と言われた。1泊2日の研修会を通して、差別は人間が作ったものだというのを学んだ。「青年部に入って、もっと詳しく勉強しようよ」という誘いもあり、それ以後そこで学習をすることにした。

部落差別の厳しい現実

車の免許を取るために須坂の自動車学校に通

い始めた。そこで知り合ったある先輩の家に行った時のこと。「この人は話せば分かる人だ」と思い、「自分は部落の出身だ」と話し始めた。すると、先輩は「その話をするなら表に出ろ」と言って外に連れ出し、「実は俺も部落の出身だ」と話し始めた。駆け落ちのようにして一緒になった奥さんにも自分の出身は話してないということで、もし奥さんに知られたら覚悟はできていると言っていた。彼の妹は2回結婚に失敗していた。一回目は、相手の親戚から猛反対を受けて破談になり、二回目は、「部落は関係ない」と言っていた相手だったが、周囲の猛反対を受けてやめたということだった。そんな話をした先輩は、「この部落差別だけは、絶対なくならない」と話していた。私は、その時初めて、部落差別がこんなにも厳しく存在するということを思い知らされた。

人を変えるのは難しいが、自分を変えることはできる

このことがきっかけとなり、地元の被差別部落の人々を訪ね、「どんな差別を受けてきたのか」聞き取りを始めた。聞いた人の多くが、「日頃から差別を受けてきた」と話していた。しかし、それらは事件化されていないし、世間のほとんどの人は知らない。他人には言えず、自分の心の中だけで、終わらせてきたということなのだ。差別がなくなったように言われるが、厳しい差別がある現実を知った。

青年たちと一緒に、駅前で黄色のゼッケンをつけての活動は、自分が部落出身ということ世間に知らせることに繋がり、私は相当抵抗感を持ちながらやった。しかし、狭山事件の石川さんの無実を実現させるためにはやらなくてはならないという使命感で運動を続けてきた。

そうした運動への参加もあり、職場で休みを取るが多くなった。「部落解放の活動に参加するために年休をください」と言うようになったが、上司からは「違う理由にしてくれ」と言われた。この上司とは、それまでも口論を重ねていた。ある時、その上司に「私は部落出身だ」と伝えると、「実は自分も部落差別でひどい目に遭ったことがある」と体験を話してくれた。彼が、結婚する際、相手方から身元調査をされたというのだ。そのことを知った上司は、「もし、調査結果が違っていたらどうしてくれるんだ」と怒ったそうだ。部落の私たちは、そんなことは当然言えない。私たち部落の者の思いを汲み、違う言い方もあるのにと考えた。そんな思いを

持ちながらも話を続けていく中で、徐々に分かり合えることが増え、本音で語り合うことができるようになっていった。人を変えるのは非常に難しいが、自分が変わることはいくらでもできる。そのことを、職場の先輩やいろいろな人と話す中で、実感として分かってきた。

■部落差別と向き合う家族

祖父は、「昔はお宮も祭りも消防も部落外の人と一緒にやることはなかった。でも、部落外にも1人2人の理解者がいる。この人たちはいい人だから、絶対に忘れちゃいけないぞ」と言っていた。

父親は、「お祭りも消防も一緒にできない。どうしてなんだ」と思いをぶつけ、村の人と関わりを続け、これらを一緒にできるようにした。

デイサービスに行っている母は、そこに来る人たちから「どっから来たんだい」を聞かれるたびに、「心臓がドキドキする」と言っていた。自分の生まれた所が分かるとどうなるか、今までの辛い体験から十分分かってきたからだ。

娘は、小学校2年から解放子ども会に通っている。その娘が、「お父さんもお母さんも部落なの?」と聞いてきたことがあった。突然のことに狼狽する私に代わり妻が、「そうだよ。私たちは、部落なんだ」と話した。娘は、「私ね、何言われても、怖くないよ。平気だよ。変なこと言ったらぶんなぐってやる」と答えていた。その娘は、中学3年ときに、クラスの中で、突然出身表明をした。娘は堂々としていたが、慌てたのは担任の先生。「娘さんが、こんなことをしちゃいました」とすぐに家に電話をよこした。

実家に、車椅子で過ごす身体障害者の弟がいる。その弟が、仲の良い中学時代の同級生と互いに家を行き来していた。ある時、弟はその同級生から「親に君の家へ行くのをやめろと言われた」と話した。部落の人と話をするな、交流するなというのが理由だった。ところが、同級生は「何を言っているんだ、彼は最高にいいやつなんだ」と親にはっきり言い、それ以後もずっとつき合い続けている。

部落に生まれた者たちは、このようにいろいろなことにぶつかっている。しかし、逃げずひるまず前進することが多くの人の理解を生み出すことにつながっていくのではないかと思っている。

■多くの仲間と関わることを通して学んだこと

差別はないと思いつけた自分がいた。じっと我慢していれば、いつかは自然になくなるんだと思っていた自分もいた。また、部落を卑下している自分がいた。しかし、部落差別は厳しく存在している。そんな自分が、いろいろな人と関わる中で様々なことに気づかされた。時間はかかったが、学習会や部落差別の闘いを通して、

部落に生まれたことによるやく誇りを持てるようになってきた。

差別は、見ようとしなければ、見えない。だから、見ようとする気持ちを持って見ていくことが絶対必要だと思う。

■今もある部落差別

「部落差別はなくなった」と感じている人が多くなった。しかし、『全国部落調査』復刻版の出版計画、インターネットへの差別情報の投稿、行政書士による戸籍の不正取得などの事例を見ても明らかなように、部落差別はなくなるどころか様々な形で今も存在している。特に、鳥取ループ・示現舎は、インターネットに動画等で300以上の被差別部落を暴き続けている。長野県内でもそうした事例があったが、当該の首長は自ら法務局に行き「すぐに削除してほしい」と強い申し出をした。差別情報がどんどん広がっている現実に対し、そうしたことを断じて許せないとして止めようとする動きもあることをぜひ分かってほしい。

長野市では、2年前の8月に差別文書とメールが、かつて解放子ども会の保護者であった方の息子さんに届けられるということがあった。封筒とメールには被差別部落を賤称する言葉が書かれていた。知り合いだった市協の会員に連絡するまでの2ヶ月間、この差別文書やメールのために夜も眠れないほど苦しめられたということであった。

このような現状に対して、6年前に「部落差別解消推進法」ができた。「部落差別」という言葉を使った初めての法律である。法律の中では、今も部落差別が存在し、差別は許されないものであり、差別のない社会をつくるという目的を明確にしている。全部で六条の法律である。皆さんも実際に読み、ぜひ理解をしていただければと思う。

■差別をなくすために

いろいろな人たちに伝えても、押し付けでは広がっていかない。「考えること」「違いを認めあうこと」を大事に、研修を深めていくようにしたい。それから「学習・気づき・行動」することが大事。更に、今はもう部落差別解消推進法ができていますので、これを背景に、ぜひ、地域の中で、差別撤廃、人権問題の取り組みを進めていただければと思う。

「部落解放運動は、とても大事。交通安全もとても大事。これら、人の命を脅かすことに対しては、毅然としてやっていかなくてはいけないんだ」と大先輩から教えられた。

人権に関わる様々な問題が起きている今日、改めて人権の尊さを確認しながら、一步前へ進めていただきたい。

「インターネットによる人権侵害を考える」をテーマに 「第46回人権を尊重し合う市民のつどい」開催

■新たな会場で

今年度の「人権を尊重し合う市民のつどい」は、長野市芸術館リサイタルホールにおいて、12月16日(土)の午後開催しました。当日は、約200人の皆さんに参加いただきました。

約3時間の「つどい」は、人権に関するポスター・標語コンクールの入賞・入選者の表彰式、弁護士菊地幸夫さんの講演、リメンバーハナによる講演と、盛りだくさんの内容でしたが、多くの方が最後まで真剣に耳を傾けていました。

ポスター・標語コンクールの表彰式では、入賞・入選者一人一人に荻原健司市長から表彰状や記念品などが手渡されました。参加者は、ステージ中央に投影されるそれぞれの作品に思いを巡らせながら表彰式を見守っていました。



ポスター・標語コンクールの表彰式

■2つの講演会

表彰式後の講演は、最近大きな問題になっているインターネットによる人権侵害をテーマに行われました。

前半は、弁護士菊地幸夫さんによる「人権教育のあり方 人権って何? ~インターネットの光と影~」と題した講演でした。講演の前に行われたポスター・標語コンクールの入賞・入選の作品に触れながら、それぞれの作品の良さや、気づきの豊かさなど、温かな人柄を感じさせる菊地さんの感想をお話いただきました。そのうえで、当日長野へ来る際の新幹線車中での体験をもとに、私たちの身近な生活の中で起きる様々な事柄について、人権の視点から見たり考えたりすることが大切であることを気づかせてくれました。優しい語り口と分かりやすい話の内容は大変好評でした。

後半は、リメンバーハナによる、「ヤサシイハナヲ サカセマショウ ~花が望んだやさしい世界を想いながら~」でした。「リメンバーハ

ナ」は、インターネット上の誹謗中傷により自ら命を落とした木村花さんの母親で元プロレスラーの木村響子さんと、木村さんの活動を支援する方とのユニット名で、花さんのようにインターネットの誹謗中傷により辛い思いをする人が二度と出ないことを願い、全国で講演会等の啓発活動を行っています。「SNSの良いところは?」「SNSの怖いところはどんなことがある?」

「批判と誹謗中傷の違いって何?」「人はなぜ誹謗中傷するのか」など、木村さんから参加者に向けて次々に問いかけがありました。最初に木村さんから、「様々な事柄に正解はありませんから、自分の考えを自由に出していいんですよ」と話があったことから、参加者も積極的に自分の考えを発表していました。発表された考えを温かく受け止めるお二人の話を通して、多くの人がインターネットによる人権侵害について、新たな気づきをしたり考えを深めたりしていました。

■この学びをこれからの生活に

市民意識調査の結果を見ても、インターネットによる人権侵害の問題に対する市民の皆さんの関心が非常に高いことが分かります。そうした中で行われた今回の「つどい」ですが、アンケートの記述を見ると、「誰もが知らぬうちに加害者にも被害者もなりうるインターネットにどのように向き合っていくか考える良い機会になった」など、多くの方の心に響く会になったようでした。

今後、インターネットと私たちの関わりはますます増えていくことでしょうが、今回の学びをこれからの生活に生かしていきたいものです。



第46回 市民のつどいから